

合ト雖モ本罪ヲ構成ス(刑法ニ過失ノ相殺ナシ)例ハ被欺罔者ノ輕信輕率ナリシ場合ノ如シ

(ト)問題 甲カ乙ノ貯金通帳ヲ以テ銀行ヨリ金錢ヲ引出シタルトキハ詐欺取財ナリトスルアリ竊盜罪ナリトスルアリ通帳ニシテ甲ノ保管セラルモノナルトキハ委託物費消罪ナリトスルアリ

騙取

(2) 騙取

(イ) 騙取トハ或物ヲ他人ノ保管ヨリ自己又ハ第三者ノ保管ニ移スヲ云フ
(ロ) 證書類ノ騙取ニアリテハ既ニ作製セラレアル證書ヲ交付セシムル場合ノミナラス新ダニ他人ヲシテ之ヲ作ラシメ自己ニ交付セシムル場合ヲモ含ム

(ハ) 欺罔ヲ手段トシテ保管ノ移轉ヲ惹起スヲ以テ騙取トハ云フナリ

(ニ) 欺罔ノ結果被欺罔者カ自己ノ財産處分ニ同意セルコトヲ要ス即チ

(一) 本罪ニアリテハ欺罔セラレタル結果トシテ犯人自ラ物ノ處分(保管又ハ占有移轉)ニ同意セルコトヲ要ス此レ本罪カ竊盜強盜罪ト異ル所以

ナリ尤モ其同意ハ瑕疵アルモ可ナリ(後日取消シ得ヘキ意思表示)

(二) 尤モ其同意ノ結果被害者自ラ物ヲ交付シタルト犯人カ持去リタルトヲ問ハス

(ホ) 本罪ハ保管ヲ移シタルトキ既遂トナル其以前(一)虛偽ノ事實ヲ述ヘタルトキ又ハ(二)之ヲ述ヘタルモ相手方ニ對シ效ヲ奏セス錯誤ヲ生セサルトキ或ハ(三)錯誤ヲ生シタルモ財物ヲ交付セサルトキハ本罪ノ未遂アルノミ

(ヘ) 對價ヲ與ヘタルトキモ猶本罪ヲ構成スヘキカ獨乙刑法ニアリテハ本罪ヲ以テ財産ヲ侵害スルノ罪トナスヲ以テ消極說ヲ多シトスト雖モ我刑法ニテハ反對說ヲ可トスルニ似タリ(?)

(ト) 要スルニ本罪ニアリテハ

(1) 先ツ欺罔ノ所爲アルコトヲ要シ

(2) 之ニ因リテ相手方ニ錯誤ヲ生シタルコトヲ要シ

(3) 其結果トシテ財物證書類ノ交付ニ同意ヲ表セシメタルコトヲ要シ

(4) 之カ結果トシテ財物ノ交付ヲ受ケタルコト(彼ヨリ渡セルト犯人自ラ取レルトヲ問ハスト雖)ヲ要ス

此四要件ヲ完フスルトキ初メテ既遂トナル

(チ) 被欺罔者ト財物所有者トハ同一人ナルヲ要セス但シ被欺罔者ハ事實上財物ヲ處分交付シ得ル地位ニアル人タルコトヲ要ス(リンパウ、フランク等多數說)然ラハ

(リ) 原告カ裁判官ニ偽造セル證書ヲ示シ之ヲ欺キ以テ財物ヲ被告ヨリ騙取セルトキハ本罪ヲ構成スヘキヤ上ニ述ヘタル所ニヨリ積極ノ多數說ヲ可トス(リストオルスハウゼン、フリードザイム、反對、コーラー)

(ヌ) 食ヒ逃ケ、乘リ逃ケハ本罪ヲ構成スルヤ乗車切符ナクシテ電車汽車ニ乗ル(逃ケス)ハ本罪ヲ構成スルヤ

(1) 改革二八〇ニハ「不法ニ財産上ノ利益ヲ得ト云ヒ獨刑二六三ニモ同様ノ文字アルヲ以テ右ノ諸問ハ積極ニ解スヘキカ如キモ

2) 財物騙取ノミヲ規定スル不完全ナル現行刑法ノ規定ニアリテハ到底

消極ニ答フルノ外ナカルヘシ但シ「食逃ケ」ハ逃クル前之ヲ食スルニ當リ物ヲ騙取スト云フノ時期アリ得ヘキカ(?)

(三) 本罪ノ意思

(イ) 欺罔ノ意思(觀念)アルコト

(ロ) 之ニヨリテ生セル錯誤ヲ認識スルコト

(ハ) 其結果タル財物ノ交付ヲ認識スルコト

ヲ要ス而シテ(一)不確定ノ故意モ亦故意トシテ十分ナリ(二)本罪ニ過失犯ナシ

(乙) 恐喝取財罪

本罪ハ廣義ノ詐欺取財罪ニ屬ス (甲) 罪ト異ルハ欺罔ノ代リニ恐喝ヲ手段トスルニアリ

(一) 本罪ノ目的物 前罪ニ同シ

(二) 本罪ノ所爲

(1) 恐喝 廣義ノ脅迫ハ(一)狹義ノ脅迫(刑法單ニ脅迫ト云フトキハ即之レトニ)恐喝トヲ包含ス

恐喝

- (イ) 恐喝ヲ脅迫罪ノ脅迫ト比較スルニ其目的(財物騙取)ニ關シテ之ヨリ狭ク其方法材料ニ於テ之ヨリ廣シ
- (ロ) 又強盜罪ト比較スルニ恐喝ノ方法材料ノ廣キ點ニ於テ又之ヨリ生スル結果タル被害者ノ財物交付ニ對スル同意ノ有無ノ點ニ於テ彼此相異ル即チ
- (イ) 強盜罪ニ於ケル脅迫ハ被害者ノ精神ノ反抗ヲ抑壓シ從テ財物交付ニ同意承諾スルニ由ナシ
- (ろ) 恐喝取財ニアリテハ被害者ニ於テ精神上ノ反抗ヲ試ムル餘地存ス即被害者ニ於テ財物交付ニ同意セサラントセハ同意シ得サルニアラサルモ害惡ノ生センコトヲ恐レテ之ニ同意スル(強制セラレタル承諾モ承諾ナリ)モノナリ
- (ハ) 恐喝トハ人ニ直接ニ(其人ヲ)又ハ間接ニ(第三者ヲ)害惡ヲ被ラシムヘキコトヲ通告シ意思ノ自由ヲ制限スル(自由ヲ除却スト云ハス)ヲ云フ即チ
- (1) 被害者ノ身體ニ對シ災害危害ヲ生スヘキコトヲ通告スルアリ(尤モ其

人ノ意思ノ自由ヲ全ク失ハシメナルコト即其精神ニ反抗ノ餘地ヲ與フルコトヲ要ス)

- (2) 又ハ其財産ニ對シ或ハ其名譽ニ對シ害惡ヲ生スヘキコトヲ説クアリ(例ハ或事ヲ法庭ニ訴フヘシ又新聞紙ニ掲載スヘシト云フカ如キ)
- (3) 而シテ其危害々惡ハ(一)自己ノ手ニ出ツルト(二)第三者ノ手ニ出ツルト將又(三)人爲以外(自然力不可抗力)ニ出ツルトヲ問ハス
- (4) 危害々惡ノ目前ナルト否トヲ問ハス(意思ニ反抗ノ餘地アル限リハ)
- (5) 又將來ノモノナルト否トヲ問ハス
- (6) 不實ノ事ナルト否トヲ問ハス
- (7) 又其危害ハ被害者ニ生スルト第三者ニ生スルトヲ問ハス但シ後ノ場合ニハ第三者ニ危害ヲ生スルコトカ被害者ノ意思ヲ制限スル場合ナラサルヘカラス(例ハ其親屬)

(2) 騙取 既ニ述ヘタリ

要スルニ本罪ノ所爲トシテハ

- (1) 恐喝ノ働作アルコトヲ要シ
- (2) 之ニヨリ畏怖ヲ生セシメ
- (3) 以テ財物交付ニ同意セシメ
- (4) 而シテ之カ交付ヲ受ケタルヲ要ス

(丙) 冒認罪

(一) 本罪ノ目的物

- (1) 他人ノ動産又ハ不動産(刑三九三ノ一項) (イ) 動産 (ロ) 不動産其何タルヤハ民法ノ觀念ヲ標準トス
- (2) 既ニ抵當典物トナシタル自己ノ動産(同上條二項) 此場合(ハ) 不動産ニ限(ロ) 抵當トハ抵當權ヲ設定セル場合ヲ云ヒ(ハ) 典物トハ不動産質權ヲ設定セル場合ヲ云フ典物ハ質物ノミヲサス抵當トナシタル場合ヲ含マス

(二) 本罪ノ行爲

- (1) 冒認トハ所有權又ハ抵當權質權(刑三九三②)ノ他人ニ屬シ自己ノ處分權ナキヲ知リ乍ラ之ヲ自己ニ屬スト主張スルヲ云フ

(イ) 他人ノ手ニアル(他人ノ保管スル)動産不動産ヲ冒認スルコトアリ例ハ倉庫預證券(商三五八)ヲ偽造シ之ヲ他人ニ示シ或倉庫中ノ物品ヲ自己ノ所有ナリト欺キ之ヲ他人ニ賣ルカ如キ又ハ自ラ所有主ト詐稱シテ登記所ヲ欺キ地所ヲ賣ルカ如シ(岡刑一〇三八)

(ロ) 自己ノ手ニアル(自己ノ保管スル)他人所有ノ動産不動産ヲ冒認スルコトアリヤ

(イ) 其冒認カ或犯罪ノ當然ノ結果ナルトキハ此ニ吸收セラレ別ニ冒認罪ヲ成サス例ハ竊盜強盜詐欺取財遺失物隱匿罪故買罪ノ結果トシテ其得タル物件ヲ他ニ販賣質入スルカ如シ

(ろ) 委託物費消罪トナル場合ニモ冒認罪ナシ(三九五)

(ハ) 右ニケノ場合ヲ除キテハ自己ノ手ニアル他人所有ノ財産ニ關シテモ冒認罪ノ成立ヲ認ムヘシ例ハ(一) 委託不動産ノ冒認(二) 誤リテ名宛人以外ノ者ニ届ケタル荷物ノ冒認(三) 犯人自ラ自己ノ物ト信シテ持歸リタル物品ノ冒認等少數ノ場合ナリ(岡刑一〇四一参照)

(2) 販賣交換抵當典物

- (イ) 販賣トハ賣買ヲ云フ典物トハ質權設定ヲ云フ其他説明ヲ要セス
- (ロ) 但シ此四者ヲ以テ有價名義讓渡ノ凡テノ場合ヲ含ムト解スル人アリ(岡刑一〇四三)然レトモ抵當典物トナスハ讓渡ニアラス(ハ)予輩ハ此四者ヲ民法上ノ意義ニ解スルノ正當ナルヲ信ス(二)原則トシテ目的物ノ引渡又ハ登記ヲ必要トセス然レトモ例外トシテ典物(質權設定)ノ場合ニハ物ノ引渡ナクンハアルヘカラス物ヲ引渡サレハ典物ヲ受ケタルモノト云フヘカラス從テ犯人以外ノ者ノ手ニアル財産ハ之ヲ典物トスルノ冒認罪トナルコトナカルヘシ

(ホ) 要スルニハ本罪ハ販賣等ノ合意ヲ以テ既遂トナル(典物ノ場合ヲ除キ)

欺隱

(3) 欺隱(三九三(2))

- (イ) 欺隱トハ欺罔ト云フト同シ而シテ
- (イ) 積極行為ニヨルコトアリ或偽計ヲ施シテ第一ノ抵當權質權ヲ隱蔽ス
- (ロ) 消極行為ニヨルコトアリ(沈黙)第一抵當權質權ノ存在ヲ告ケス

(ロ) 已ニ抵當典物ト爲シタルヲ欺隱シテト云フヲ以テ

(イ) 二番抵當權者(又ハ質權者)刑三九三(2)ノ他人ヲ欺ク場合ノミヲ云フ

(ロ) 一番抵當權者(又ハ同上)ヲ欺隱スル場合ヲ含マス反對説アレトモ(岡刑

一〇五四)誤レルコト明カナリ

(ハ) 抵當權及不動産質權ハ登記ヲ經タルコトヲ要スルヤ

(イ) 本罪ノ成立ニハ第二ノ抵當權(不動産質權亦同シ)以下略(ニハ登記ヲ經

ルコトヲ要セス此點ハ爭ナシ

(ロ) 第一ノ抵當權カ登記ヲ經タルコトヲ要スルヤ

(甲) 積極説 ニ曰ク第一抵當權者カ登記ヲ經サレハ其損害ハ自ラ招クノ禍ノミ法ハ之ヲ保護セスト

(乙) 消極説 登記ヲ要セス抵當權ハ合意ニヨリ有效ニ成立ス登記ハ之

ヲ第三者ニ對抗スルノ要件ノミ(成立要件ニアラス)此説ヲ可トス

(ニ) 重テテ抵當……

(イ) 欺隱アルコトヲ要ス

(ろ) 欺隱ノ事實ナク第一、抵當權ノ存在ヲ明カシテ第二抵當權ヲ設定スルハ法ノ保護スル適法行爲ナリ

本罪ノ被害者

(三) 冒認罪ノ被害者ハ何人ナリヤ

(イ) 被害者ナシトノ説ハ非ナリ財産ニ對スル罪ナレハ財産上ノ害ヲ受ケタルモノ即被害者ナクンハアラス

(ロ) 被害者二人アリトノ説モ亦穩ナラス何トナレハ既ニ詐欺取財ヲ以テ論スト云フ以上ハ少クモ之ニ準スヘキ罪ナルヲ以テ財物ヲ騙取セラレタルモノカ被害者タルヘキモノナレハナリ

(ハ) 目的物ノ第二ノ讓受人カ被害者ナリトノ説之ヲ可トス何トナレハ冒認罪ハ詐欺取財ノ一種少クモ準詐欺取財ナレハ財物ヲ騙取セラレタルモノカ被害者タルヘケレハナリ

果シテ然ラハ刑三九三ノ場合ニ於テ第一抵當權者カ未タ登記ヲ經サリシ爲メ登記ヲ經タル第二抵當權者ニ其抵當物ヲ奪ハレタルトキハ如何(1) 財産上ノ損害ナキ第二抵當權者カ獨リ被害者ニシテ第一抵當權者ハ被

害者ニアラストハ不理モ亦甚シトシテ

(2) 例外トシテ此場合ニハ第一抵當權者カ(刑三九三一項ノ場合ハ問題トナラス)被害者ナリトスルノ學者アリ(岡田博士)即民事上ノ損害ヲ受ケタル者カ被害者ナリトノ説アリ此レ有力ナル説ナリト雖モ吾人ハ此ニ贊セス(博士ノ如ク第一抵當權者ヲ欺クモ刑三九三ノ所謂欺隱ナリトセラ

ルレハ兎ニ角)

(3) 予輩ハ財物騙取ノ相手方カ常ニ被害者ナリトス而シテ其相手方カ(イ) 對價ヲ受ケタルト(抵當物ヲ得タル場合)

(ろ) 否ト
ヲ問ハス獨刑ノ如キニアリテハ格別我刑法ニアリテ對價アルト否トハ騙取ノ事實ヲ妨ケス

(丁) 委託物費消罪

(一) 本罪ノ目的物ハ他人ノ所有シ自己ノ保管スル動産ナルコトヲ要ス

金額物件 (1) 動産ナルコト 刑三九五ニ金額物件ト云フモノ之ナリ債權等ノ權利ヲ含

マス

(2) 他人ノ所有物ナルコト 自己ノ所有物ヲ費消スルハ權利行為ナリ
但シ自己ノ所有物ナルモ官署ヨリ差押ヘラレタル物件ナルトキハ之ヲ藏
匿脱漏スルハ三九六條ノ罪ヲ成立セシム藏匿脱漏トハ全部又ハ一部ノ隱
匿毀棄滅盡賣買交換贈與等ヲ云フ

(3) 自己ノ保管内ニアルコト 他人ヨリ任意ニ交付ヲ受ケ自己ノ保管内ニア
ル物ニ對スルニアラサレハ本罪ヲ構成セス刑三九五委託ヲ受ケタルト云
フハ即チ之ナリ

凡ソイ犯人自ラ目的物ヲ奪取スルハ盜罪ナリ

(ロ) 他人ノ保管ヲ離レタルモノヲ拾得スルハ遺失物隱匿罪ナリ

(ハ) 欺罔恐喝ニヨリ目的物ノ交付ヲ承諾セシムルハ詐欺取財ナリ

(ニ) 他人ノ任意ニ出テスシテ誤リテ交付ヲ受ケ自己ノ保管ニ入レルモ
ノヲ處分スルハ冒認罪ナリ
以テ本罪ノ性質ヲ察スヘシ

(4) 自己ノ保管ニ入レル手段方法ノ如何ヲ問ハス(フランク三一六)故ニ

(イ) 寄託ノ結果ナルコトアリ(受寄ノ財物)

(ロ) 使用貸借消費貸借貸借ニ出ツルコトアリ(借用物)

(ハ) 質權ノ設定ニヨルコトアリ(典物)以上ハ例示ノミ

(ニ) 其他如何ナル手段ニヨリ金額物件ノ保管ヲ得ルモ可ナリ例ハ

(イ) 本人ノ代理人トシテ本人ノ爲メニ金額物件ヲ第三者ヨリ受取ルモ

(ろ) 賣主カ買主ノ代理人トシテ一時其物品ヲ預ルモ

(ハ) 雇傭契約徒弟契約請負契約ノ結果トシテ主人又ハ注文者ヨリ又ハ第

三者ヨリ或物ヲ受取ルモ

可ナリ

然レトモ犯罪(例ハ窃盜等)ノ結果トシテ保管ヲ得タル場合ヲ含マスコレ
犯罪ノ中ニ吸收セラレレハナリ

(5) 物カ自己ノ保管ニアルコトヲ要スルヲ以テ此條件ヲ缺クモノハ本罪ヲ犯
スヲ得ス故ニ例ハ奉公人カ主人ノ居間ニアル衣類ヲ盜ムハ窃盜ナリ

(二) 本罪ノ所爲

(1) 費消 權利ナキ處分、行爲ヲ總稱ス(岡刑一〇七三)

(イ) 販賣交換シ又ハ抵當典物トナスハ勿論

(ロ) 之ヲ破壊スルモ

(ハ) 使用スルモ含ムト解スヘシ

後ニ返還スル意思ヲ以テ一時之ヲ使用スルモ費消ト云フヘキカハ疑問ナリ予ハ其使用カ物質ヲ費消ス(全部ト一部トヲ問ハス)ルニ至ラサレハ費消ト云フ能ハスト信ス

(ニ) 費消ニ關シテ注意スヘキコトアリ

(イ) 不代替物ニアリテハ全然費消ヲ許サス(但反對ノ特約アルトキハ權利行爲トナル)

(ろ) 代替物(金錢等)ニアリテハ之ヲ使用又ハ費用スルコトヲ得故ニ之カ返還ヲ拒ミ又ハ不能ナラシメタルトキノミ本罪ヲ構成ス

(ホ) 物ヲ抑留シテ返還セサルハ費消ナリヤ曰ク刑三九五條段ノ罪ニ問フヘ

シ(準詐欺取財)

自己ノ既ニ保管スル(故ニ三九〇ノ場合ト異ル)物件ヲ抑留シテ返サ、ル場合左ノ如シ(三九五條後段)

(イ) 携帶返還セサル意思ヲ以テ保管物ヲ持逃ケスルヲ云フ(携帶シテ逃走ス)

(ろ) 騙取「コレ三九〇ノ騙取ト異リ(一)既ニ初ニ任意ノ交付アリタル物件

ヲ(二)詐欺スル場合ヲサスナリ(例ハソノ物ハ預レル覺ナシト云ヒ又ハ窃マレタリト主張シ又ハ不可抗力ニヨリ滅失セリト云フカ如キ)

(ハ) 其他詐欺ノ所爲「一切ヲ含ム但シ保管ゲワールザームヲ自己ニ移ス

ニ付キ詐欺アルヲ云フニアラス(是レハ三九〇ノ罪)シテ自己ノ一旦得タル保管ヲ他人ニ移ササルコトニ付キ詐欺行爲アル場合ヲ云フ

為詐欺ノ所

第三十四章 贓物罪

(一) 本罪ノ目的物

(1) 強窃盜ノ贓物(イ)盜罪ニ因リ直接ニ得タル物件ヲ云フ(ロ)贓物ヲ他ニ讓渡シテ間接ニ得タル物件ヲ含マス(例ハ贓物ヲ賣買交換シテ得タル金錢物品等ハ)管守盜ニヨリ得タルモノヲ含ムカ(解釋論トシテハ積極說ヲ可トシ立法論トシテハ消極說(四〇一)ノ罪トナス)ヲ可トス

(2) 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件

(イ) 其他ノ犯罪 準詐欺取財受託物消費罪遺失物隱匿罪分散罪等但財産ニ關スル罪ナルコトヲ要ス

(ロ) 三關シタルト云フトキハ其義頗ル廣トシ雖モ物ノ授受ヲ俟タスシテ處爲自身ニテ直ニ成立スル罪ノ場合ヲ含マス(例ハ賭博ノ金錢娼賣婦ノ報酬金ノ如キ收賄罪ノ金錢ノ如シ(但シ收賄罪ノ場合ヲ含ムトナスノ說モ有力ナリ岡田博士等)

(ハ) 物件 不動産モフクム

(3) 贓物トハ廣義ニ於テハ前二者(1)(2)ヲ含ミ狹義ニ於テハ前者ヲ指ス

主觀的無罪原因アル場合ニモ贓物タリト云フヘキカ積極說ヲ可トス但反

對說アリ(故ニ(一)幼者(二)心神喪失者(三)瘖啞者(四)外國公使等ノ犯行ニヨル場合亦然リ(五)外國ニ於テ犯サレタル罪ニヨルモノモ然リ(六)公訴時効ニ罹レル犯罪ニヨル場合モ然リ(賛成フランク反對ビンディング(七)親屬相盜ニヨル場合ノ如キモ勿論然リ)

(二) 本罪ノ所爲

(1) 寄贓 寄託ヲ受ケテ贓物ヲ隱匿ス(情ヲ知リテ)

(2) 故買 有償ニテ之ヲ取得スル凡テノ場合ヲ云フ(賣買交換等)

(3) 牙保 讓渡人ト讓受人トノ間ニ立入り之カ讓渡ノ媒介ヲ爲スヲ云フ

(4) 之ヲ受ケ 以上三者ヲ除クノ外贓物タルノ情ヲ知リテ之ヲ收受スル凡テノ場合ヲ云フ有償ナルコトヲ要セス(例ハ貸借贈與質入等)

(三) 本罪ノ意思 犯罪事實ニ關スル認識アルヲ要スル結果ノ一トシテ情ヲ知ルコトヲ要ス

(四) 罪證隱蔽罪トノ區別

犯罪後ニ故ニ從犯ト異ル犯人ニ利益便益ヲ與フル點ニ於テ彼此相似タリ

ト雖モ(一)隱蔽罪ニアリテハ犯人ノ逮捕處罰ヲ免レシムルノ目的ニ出ツル
コトヲ要シ(二)贓物罪ニアリテハ財産ニ關シテ自利(又他利)他害ノ意思ニ出
ツルヲ要ス彼此二罪ノ俱發アリ得ヘシ又(三)罪證物件ト云フハ贓物ト云フ
ヨリ廣シ(被害者ノ死屍、棍棒、ナイフ等ハ罪證物件ナレトモ贓物ニアラス)

第三十五章 財物毀棄罪

本罪ハ他人ハ所有シ他人ハ保管ニアル有體物(不動産、モ)ヲ毀棄スル(所有、又ハ保
管ヲ移スニアラス)ノ罪ナリ

(一)本罪ノ目的物ハ他人ノ所有シ保管スル有體物ニ限ル自己ノ所有、又ハ保管ス
ル物ヲ含マス(人ノ)

(1)人ノ家屋其他ノ建造物 故ニ艦船ヲ含マス(改革二九七)人ノトハ他人ノ所
有ニアルヲ云フ

(2)牆壁等(刑四一八)

(3)需用ノ植物 需用ハ交換價格アルノ謂ナリ

(4)界標(四二〇) 土地ノ經界ヲ表シタル物件ナリ

(5)器物 前後數條ニ含マサル凡テヲ含ム、廣シ

(イ)家ノ戸障子ハ建造物ノ一部ナリヤ(四一七條)器物ナリヤ(四二一)後説ヲ多
數トス

(ロ)金錢上ノ價格アルヲ要セス(フランク四〇三)例ハ茶人ノ道具ヲ破ハス
(ハ)但故意ニ出ツル場合ニノミ之カ毀棄ヲ罰ス、過失犯ナシ

(6)器物ト云フヲ以テ蜜蜂ヲ放テ鳥獸ヲ害スルカ如キ(家畜ニ付キ四二二、四二
三)ヲ罰スルヲ得ス(獨刑三〇三、改革二九八、單ニ物ト云フ、廣シ、蓋シ可ナリ)

(7)牛馬(刑四二二)

(8)牛馬以外ノ家畜(四二三)

(9)權義ニ關スル證書類權利義務ニ關スルコトヲ要シ法律關係ニ關セサルモ
ノヲ含マス

(二)本罪ノ所爲

(1)毀壞 物ニ物質的ハ損害ヲ與フルヲ云フ其物質ヲ害シ(Einwirkung der Sub

毀壞

stanz 質形的ノ損傷ヲ與フル (Beschädigung der Unversehrtheit) ヲ要ス例ハ家ヲ毀

チ(全部ハ又一部ヲ)器物ヲ破ルカ如シ

(イ) 書物ヲ水ニ投スル如キハ毀壞ナレトモ金ノ指輪ヲ水ニ投スル如キハ然ラス

(ロ) 價値ヲ減スルト否トヲ問ハス細工者カ(故意ニ)他人ノ器具ニ細工シ(加工)

其物質ヲ毀損スルトキハ却テ價ヲ増スモ亦毀棄罪ナリ反之物質ノ損傷

ナク或ル計ヲ運ラシ物ノ價値ヲ減スルハ本罪ヲ構成セス

(ハ) 全ク用ヲ失ヒタルト否トヲ問ハス

(2) 毀損 毀壞ト相似テ少ク之ヨリ廣シ植物ノ將來ノ發達ヲ妨クルカ如キ(岡

刑一一二三)

(3) 移轉 場所ヲ變スルヲ云フ

(4) 毀棄 トハ物質ヲ害セル結果其物ノ效用ヲ失フニ至ルヲ云フ即(一)物質ヲ

損害スルコトヲ要シ(例ハ紙ヲ切り抜ク)且(二)其效用ヲ失ハシムルヲ云フ(例

ハ證書トシテノ用ヲ爲サス)但シ全部ノ效用ヲ失ヒタルヲ要セス(但效用ヲ

變スルハ文書變造ナリ)

滅盡ト云フハ毀棄ノ一場合ニシテ現物ノ跡ヲ留メサルヲ云フ(岡刑一一二五)

第二編 違警罪

違警罪ノ性質

(一) 違警罪ノ性質 重輕罪ト違警罪トハ性質上ノ差アルカ又分量程度ノ差アルニスキナルカハ百年來ノ疑問ナリ(ロージン行政法字彙二卷二七四以下フラインク國際刑事協會報告七卷一八六以下參照)

勿論違警罪ハ其管轄裁判所ニ關シテ又裁判手續ニ關シテ重輕罪トハ著シキ差異アリ然レトモ此レ現行法ニ於ケル區別ノミ其立法論性質論トシテ果シテ重輕罪ハ違警罪トハ全然性質上ノ差アリト云フヘキカ、問題ナリ

(甲) 消極說 兩者ハ全然區別ナシトスルモノナリ(パールベツケル等)見ヨ毆打ハ即一ナリ然ルニ廢篤疾乃至致死ノ結果ヲ生スルトキハ重罪トナリ(刑二九九以下)疾病休業ニ至ルトキハ輕罪トナリ(刑三〇一)創傷疾病ニ至ラサルトキハ違警罪トナル(刑四二五、九)果シテ然ラハ重罪違警罪ヲ以テ程度分量(quantitativ)ノ差ナリト云フハ或ハ可ナラン然レトモ性質(qualitativ)ノ差ナリト云フニ至リテハ誤謬ノ見解ト云ハサルヘカラストナス此說モ亦一理ナ

キニアラス

(乙) 積極說 重輕罪ト違警罪トノ間ニ性質上ノ區別ヲ認メントスル說ニアリテモ種々ノ細別アリト雖モ近時獨乙法曹間多數ノ定說トモ認ムヘキ所(リスト一一九フランク註釋四五警察犯論及獨刑雜十八卷七三三、ビンディング法規二一〇一七九、二〇四、ヘルシュナー一ノ三五、メルケル論集一ノ三五、ロージン行政字彙二ノ二七四ストリス提要一ノ一七〇)ニヨレハ大體小異ハアレトモ左ノ如シ

違警罪ノ性質

(イ) 違警罪ハ單純ナル法規違反ナリ危害ヲ生スル虞アル行為ナリ

凡ソ不法行為ニ種々アリ刑法ハ或ハ(一)實害(Verletzung)ヲ生スル行為ヲ(例ハ殺人毆打犯罪トシテ罰スルコトアリ又(二)實害ナクトモ危害(Gefährdung)アル行為ヲ犯罪トシテ處罰スルコトアリ(例ハ脅迫罪)前者ヲ實害罪ト云ヒ後者ヲ危害罪ト云フ二者ハ之レ刑法上ノ重輕罪ナリソノ他ニ於テ法ハ(三)實害モ危害モナキ場合實害危害ノ有無ヲ問ハス危害ヲ生スヘキ虞(möglicher Eintritt der Gefahr)アル行為ヲ罰スルコトアリ而シテ違警罪ハ實

ニ此場合ニ屬ス再言スレハ凡ソ犯行ニ左ノ三者アリ

(イ) 實害ヲ生スルモノ(實害犯)(Verletzungsdelikt)

(ロ) 危害實害ヲ生スル虞ヲ生スルモノ(危害罪)(Gefährdungsdelikt)

(ハ) 危害ヲ生スル虞實害ヲ生スル虞ノ虞ヲ生スルモノ(ロテリングノ所謂

「危害ノ危害」虞ノ虞「危険ノ危険」(Gefahr der Gefahr)ケスラ一所謂危険罪(Te-

fährlichkeitsdelikt) 此種ノ所爲ヲ法カ禁スル場合ニ

(a) 單ニ其法規ニ違反シタルノ廉ヲ以テ之ヲ罰シ(Ungelohrsamsdelikt, ein-

fache Normübertretungen) 例ハ街頭ヲ疾驅ス)

(b) 實害又ハ危害ノ生スルヤ否ヤヲ問ハス

(c) 換言スレハ實害又ハ危害ヲ犯罪ノ成立要件トナサハル場合ナリ

(d) 然レトモ事情ニヨリテハ實害又ハ危害ヲ生スヘキヲ恐レテ之ヲ罰

スルナリ(例ハ自轉車疾驅ヨリ人ヲ傷クルコトアリ) (ハ)ノ場合ヲ違警

罪ノ本質トナス

(ロ) 其外違警罪ハ又公共ノ安寧秩序ヲ侵害スヘキノ行爲ナルコトアリ(例ハ

浮浪罪四二五ノ一二)

而シテ公共ノ安寧秩序ヲ維持スルハ行政權ノ働キナリ之レ違警罪ハ行

政犯殊ニ警察犯ニ屬スト云フ所以ノ一ナリ

(ハ) 又違警罪ハ法規ヲ施行シ遵守セシメンカ爲メ制裁ヲ設ケタル場合ナル

コトナリ(例ハ四二五ノ一二)

要スルニ違警罪トハ(一) 危害ヲ生スヘキ虞アルトキ(二) 公共ノ安秩ヲ害ス

ルトキ(三) 又ハ法規ヲ執行スル必要アルトキ國家カ刑ヲ科スルノ不法行

爲ナリ(フランク四五五)

定義

刑事犯ナ
ルカ

(二) 違警罪ハ刑事犯ナルカ

違警罪ノ性質斯ノ如シトセハ違警罪ハ果シテ刑事犯ナリト云フヘキカ

(甲) 積極說 重輕罪(刑事犯)ト違警罪ト區別ナシトノ說ニヨレハ刑事犯ナルコ

ト勿論ナリ而シテ諸國ノ刑法佛獨日其他今尙之ヲ刑法中ニ規定シ其制裁

ヲ刑罰トナス以上ハ現行法上ハ刑事犯ナリト見ナサハルヘカラス

違警罪ノ性質ヲ重輕罪ト異ルトナス學說ニアリテモ違警罪ハ刑法ニ屬シ

テ行政法ニ屬セストナスノ學者アリ

(乙) 消極説ニヨレハ

(イ) 實害又ハ危害ヲ事後ニ處罰スルハ刑法ノ職分ナレトモ(從テ刑事犯)

(ロ) 實害モ危害モナキニ單ニ之レヲ事前ニ豫防スルハ行政ノ(殊ニ警察ノ)職

分ナリ(從テ警察犯)

(ハ) 又公共ノ安寧秩序ヲ維持シ或ハ法規遵守ヲ強制スルモ本來行政ノ活動ニ屬ス

故ニ違警罪ハ警察犯(Polizeidelikt)ニシテ刑事犯ニアラストナス而シテ此種ノ論者中更ニ進ンテ違警罪ハ須ラク行政法ノ規定ニ讓ルヘシ刑法以外ニ排斥スヘシト論スルモノアリ(オット、マイエル三一八参照)

我、刑法草案ハ此主義ヲ採用セルモノ、如ク違警罪ヲ刑法中ニ規定セザリキ加之重罪輕罪ノ區別ヲ廢シ單ニ罪トナセリ重輕違三罪ノ區別ノ可否ニ關シテハ古來喧々々タル議論アリ我改革ハ新主義ニ依レルモノト云フヘキカ

(三) 刑事犯ト警察犯トノ區別

違警罪カ警察犯トシテ行政法ニ屬スヘキヤ否ヤハ別問トシテ刑事犯ト警察犯トノ區別ヲ論スレハ下ノ學說アリ(リスト一八九参照)

(1) 兩者ノ間區別ナシトスルアリ(パール、ベツケルガイブ、ヘフテル)

(2) 刑事犯ハ權利侵害ニシテ警察犯ハ利益侵害ナリトスルアリ(フオイエルバツ、ウエヒテル其他自然法派)

(3) 行爲ノ重輕ニスキストナスアリ(程度ノ差ニシテ性質ノ差ニアラストスマイヤ)

(4) 刑事犯ハ實害罪ニシテ警察犯ハ危害罪ナリトスルアリ(グロールマン、ケストリンガイヤー等)之ト少シク異ニシテ

(5) 刑事犯ハ實害罪又ハ危害罪ニシテ警察犯ハ危害ヲ生スル虞アルニヨリ罪トナル場合ナリトナスアリ(リストフランク、ビンディングヘルシユナーメルケル、ロージンストリス等多數説)

(5) 説ヲ可トス

(四) 違警罪ト過失犯

(イ) 重、輕、罪ニアリテハ過失犯ハ特ニ之ヲ罰スヘキノ明文アルトキニ限リ之ヲ罰スルモ

(ロ) 違警罪ニアリテハ

(1) 多數ノ學說及判例ハ(我國亦固ヨリ然リ)過失犯ヲ罰スヘキノ明文ナキトキモ過失犯ヲ罰ストナシ何人モ之ヲ怪マサルカ如キハ吾人ノ頗ル疑懼ニ堪ヘサル所ナリ

(2) 否加之違警罪ハ無意犯ナリト云ヒ(此レ無意義ナリ)犯人ニ故意ハ勿論過失アルコトスラ之ヲ要セス即全然犯意ナクシテ犯セル場合モ之ヲ罰ストナスモノアリ(オツベンホーフ普國刑法論五四九參照)

(3) 予輩ハビンディングト共ニ斷々乎トシテ前兩說ニ反對シ世ノ謬說ヲ排セントス即違警罪ニアリテモ之ヲ處罰スルニハ

(イ) 故意アルコトヲ要ス

(ロ) 過失ハ特ニ記載アリタル場合ニ限ル(刑七七一項後段)

(は) 故意モ過失モナキ場合(犯意ナキ場合)ハ決シテ處罰セラル、コトナシ意思ナキ所爲ニ付責ヲ負ハサルハ刑法ノ大原則ナリ
何ハ兎モアレ

(い) 違警罪編第四編ハ刑法ノ一部ニシテ從テ總則ノ適用ヲ受ク而シテ總則中過失ニ關スル規定七七一項後段ニヨルノ外違警罪ニアリテモ過失犯ハ罰セラル、トナシ

(ろ) 然ラハ違警罪特ニ過失犯ヲ罰スルノ旨ヲ明言セル個條アルカ之レ余輩ノ與リ知ル所ニアラス讀者一閱スレハ可ナリ

(は) 唯違警罪モ總則ノ適用ヲ受ケ從テ過失犯トハ關係ニ於テ重輕罪ト異ル所ナキハ確ニシテ爭フヘカラスト信ス
(に) 沿革論ノ如キハ明文ヲ曲クルノ理由トナスニ足ラス沿革ハ明文ノ解釋ヲ助クヘシ明文ヲ托クルノ助トナラス

(五) 重輕罪ト違警罪トヲ區別スルノ實益
(1) 種々ノ點ニ發現ス今煩ヲ嫌フテ省略ス

(2) 唯「特別ノ明文ナクシテ違警罪ノ過失犯ヲ罰ス」ト云フヲ兩者區別ノ實益ノ一トナスハ非ナリ

新刑法論

大尾

明治三十七年五月二十二日印刷
明治三十七年五月二十五日發行

新刑法論奥付

定價壹圓五拾錢

著者 松原一雄

發行者 葉多野太兵衛

印刷者 佐久間衡治

印刷所 株式會社 英舍



發行所

東京市神田區今川小路二丁目

清水書店

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

大府賣捌下

明有東 斐法京 閣堂堂 丸善書 林九善書 嵩山 日山 平店房

中大東 西書 倉屋 亞店 崎堂 盛田 福新 中島 文書 堂店

清水書店發行書籍目錄

法學士 大道長太君 植松金章君 合著

最新 警察法教科書

三十七年四月新版

全一册 菊版紙數二百五十頁 定價金五拾錢 郵稅金六錢

杉田秋水君著

警察實行總論

三十七年五月新版

全一册 菊版紙數四百頁 定價金八拾錢 郵稅金拾錢

行政裁判所長官正三位勳二等
警視總監從三位勳二等
司法省刑務局長法學士
公法專攻護學會主幹講師
日本警察講習會主幹講師
松岡康毅君序文
岡浦兼一君校閱
大石敏義君校閱
石渡副島義郎君校閱
副島清太郎君校閱
渡邊清太郎君校閱
島東四郎君校閱
鮫島東四郎君校閱

增補 日本警察法述義

全一册

菊版紙數六百八十頁
上製金壹圓五拾錢
並製金壹圓四拾錢
郵稅金拾錢

法科大學教授 一木喜徳郎君序 鮫島東四郎君著
衆議院書記官長 林田龜太郎君序

選舉法解義 及 選舉警察

全一冊
小形ポッケット入
紙數五百頁餘
賣價金四拾錢
郵稅金六錢

東京帝國大學教授 高橋作衛先生著
法學博士

訂正三版 平時國際法論

全一冊
洋裝脊皮上製本
紙數千〇〇七頁
正價金參圓
小包郵送料金拾五錢

本書ノ特色ハ最新ノ法理ヲ説明スルニ正確ナル學說ト先例トヲ以テセルニ在リ又每章ノ後ニ問題ヲ掲ケテ要點ヲ示シ且ツ一々參考書ヲ舉ゲ術語ノ如キハ原語ヲ挿入シ定義等ノ如キモ成ルベク原文ヲ挿入セリサレバ必要ノ場合ニハ之ニヨリテ原本ニ溯リ深奥ノ原理ヲ探究シ得ベク又初學ノ士受驗者モ之ニヨリテ綱要ヲ知ルヲ得ベシ文章ハ博士ノ執筆ニカ、ル其流暢明亮ナルコト喋々ヲ要セズ

國際法外交論叢

法學博士 高橋作衛先生獨力刊行

第一 英船高陞號之擊沈

全一冊
菊版美本
定價金四拾錢
郵稅金六錢

第二 滿洲問題之解決

全一冊
菊版美本
定價金六拾錢
郵稅金六錢

七博士意見書起草顛末 滿洲問題研究錄

第三 巴里宣言ノ由來及將來

近刊

東京帝國大學教授 高橋作衛先生著
法學博士

國際法理先例論

近刊
全二冊
紙數八百頁內外

本書ハ國際先例ヲ以テ確實ナル國際法理ヲ説明シ初學者ノミナラス專門家實業家ノ參照ニ供スルヲ目的トス

司法大臣 清浦奎吾君題詞
法學博士 中村進午君校閱
置 嘉門君編

國際公法論綱

全一冊(菊版)
賣價金七拾錢
郵税金拾錢

法科大學教授法學博士戸水寛人君序
植松金章君
佐藤幸太郎君 合著

詳解 民法五百題

全一冊 數紙六百二十頁
定價金九拾錢
郵税金拾錢

普文學會編纂

(增補訂正第八版)

文官普通及式試驗問題答案

全一冊 紙數六百頁
定價金七拾錢
郵税金八錢

揭載書目(法律、憲法、行政法、民法、刑法、訴訟法、民法、刑法、訴訟法、讀書、作文、歷史、地理、數學、簿記、筆寫)

行政裁判所長官松岡康毅先生題詞
ハリストル法學博士岡村輝彦先生序文
日本法律學校內法政學會編纂

須要 六法教科書

全一冊 高尚美本
紙數六百八十頁
定價金十一圓
郵税金十錢

書目揭載

第一、憲法 第二、行政法 第三、府縣都市町村制
第四、刑法 第五、刑事訴訟法 第六、民事訴訟法

日本法律學校內法政學會編纂

須要 民法商法教科書

全一冊 高尚美本
紙數七百頁以上
定價金壹圓
郵税金拾錢

初版 貳萬五千部(每旬日を出) 再版 五千部(但六法教科書は修正第七版發行)

試験準備最大良書

(領本の教科書)

問題解答案 學理解釋 應用自在 記憶容易 受驗必携 執務必携

ゆゑに法律試験の順序に依り其規定の事項は悉く之を網羅し尙且つ從來あら
に依り専ら各法の難問疑義は悉く之を確定したり
に於て凡そ如何なる問題に接するも直ちに之れを斷案するを得べく其運用の微、
活動の妙に至りては毫も遺憾なきところなり
論法を一讀して證明したる者にとなし蓋し著者か多年の研鑽に成れる記憶的
論法に以て證明したる者にとなし蓋し著者か多年の研鑽に成れる記憶的
の好著にして僅かに国際法を除く外各種の法律試験に於ける公法私法の問題
は一虎の巻たることは敢て喋々を要せず殊に詳細なる索引を附せるに依り事に
臨み捜索の煩少く直ちに質問を決するを得べし

明治三十三年度

●高等文官試驗及第者論文

郵賣價金 二拾五錢

明治三十三年度

●判檢事試驗及第者答案

郵賣價金 二拾五錢

明治三十五年度

●判檢事試驗及第者答案集

郵賣價金 六拾三錢

明治三十五年度 (司法官試補 丹野慶太郎君稿)

●判檢事第二二位及第者答案

郵賣價金 四拾二錢

明治三十六年度

●判文官高等及第者答案集

郵賣價金 六拾三錢

石光三郎君編

●國際私法圖解

郵賣價金 四拾三錢

鮫島東四郎君編

●必要試驗民事訴訟法々理圖說

郵賣價金 三拾五錢

山田直次郎君著

●法學說對照民事訴訟法圖解

郵賣價金 十六拾錢

石光三郎君編

●刑事訴訟法々理圖解

郵賣價金 四拾五錢

宮原久吉君編

●訂正增補三版

大審院判例要旨
刑事諸法令對照
刑法實用

全一冊
賣價金 三拾五錢
郵稅 六錢

宮原久吉君編

●大審院判例要旨
刑事諸法令對照
刑事訴訟法實用

郵賣價金 四拾五錢

英國人コックス氏校閱
官館貞一君譯

●英文日本刑法

郵賣價金 十六拾錢

附英譯(國籍法、海港檢疫法、狩獵法摘要、外國人居住宿泊に關する內務省令、無條約國人の居住に關する勅令、其他外國人に直接關係ある諸法令等)

岡田法學博士校閱
山下昇君編

●最新刑法一覽表

全一折
定價金 二拾五錢

●最新行政法一覽表

全一折
近刊

●最新憲法一覽表

全一折
近刊

●最新式試験問題一覽表

本書明治三十一年より三十六年度に至る高等文官判檢事辯護士試験及び七次法律學校毎學年試験問題を系統を逐ひ類別蒐集したるものにして一目瞭然法學者必携の良書なり

全二折 定價金 貳拾錢

●法律練習問題

普文學會編

郵賣價金 貳拾五錢

●法律研究案内

法典研究叢書第一編

郵賣價金 貳拾五錢

●改正民法問題新案

法典研究叢書第二編

郵賣價金 四貳拾錢

●憲法、行政法、私法、問題新案

國際公法、私法、問題新案 (答案書入用)

郵賣價金 四貳拾錢

法政學會編

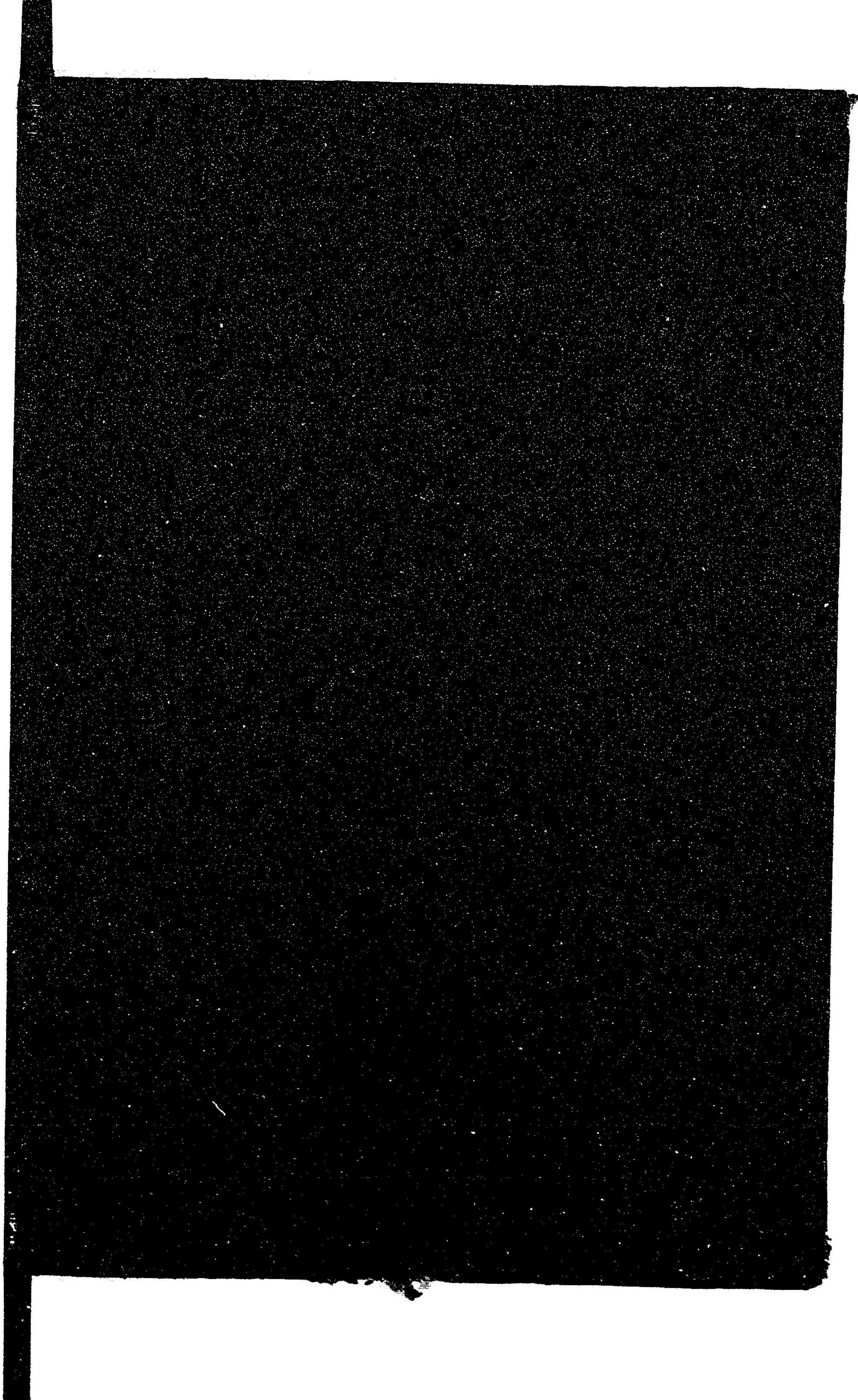
改正商法釋義

全一冊

郵賣價金 九拾錢

44

336



44

336

036066-000-5

44-336

新刑法論

松原 一雄 / 著

M37

BBP-0694



14.1.17